

経営者のための 法律相談 Q&A

〈その6〉

時効について～苦勞した仕事も水の泡？の巻～

Q1 消滅時効って何？

消滅時効とは、ある債務について、一定期間の経過により、請求する権利自体が債務者の時効の援用（時効を主張しますという意味を示すこと）によって消滅するというものです。消滅時効が法律で定められているのは、半永久的に（来世のみならず再来世までも）請求されるか分からないといった不安定な地位を解消し、権利関係がいつまでも確定しないといった不都合を回避する目的がある、と言われて

います。余談ですが、夫婦間には、婚姻解消のときから6か月を経過するまでは、時効は進行しません。借りたお金の債務や、不貞行為の賠償債務などは、理屈上、消滅時効にはかかりません。民法159条を恨んでください。現在、民法改定作業が進められておりますが、夫婦関係は、婚姻時から10年間でいったん消滅するといった規定は新設されないのでしょうか。

Q2 時効の期間はどうなっていますか

一般的な消滅時効の期間は、10年間とされています。個人的な借金については、原則として借りたときから10年間で時効となります（出世払いでもいいよ、と言って貸し付けた場合も同様です）。このほか、商行為による債権は5年（貸金業者や銀行からの借入は5年で時効となります）、流通性のある商品の売買代金や請負代金は2年、運送代金や飲食代金などは1年という短期消滅時効が設定されています。「ツケといて」と言われた飲食代金は、原則として1年以内に回収しないと時効になりますので、気前のよい飲食店のオーナーさんは注意が必要です。ちなみに、弁護士の報酬は2年で時効となります。私は気が弱くて「払ってください」と督促できない性分ですので、みなさん、自発的に払ってください。少々多めに払っても法的には問題ありません。払って頂けない場合には、直ちに法的手段をとる方法を弁護士に相談に行きます。

Q3 時効を中断させるには

消滅時効の進行を止める方法は、大雑把に言えば、①裁判上の請求をするか、②債務を承認してもらうか、のいずれかです。条文には、「請求」と書いてありますが、請求書をFAXで1万回送りつけても、時効は中断しません。嫌気がさして払ってくれるかもしれませんが、回収したときには、その企業との

取引は確実に終了しているであろうことを、老婆心ながら申し添えます。

例外的に、時効が迫っているときに、内容証明郵便等で催告した場合には、6ヶ月間だけ時効期間が延長されますが、その間に法的手続（訴訟の提起等）をとらなくてはなりません。

他方、請負代金や売買代金、さらには借入金の一部などを支払った場合には、その時点で債務の承認があったものとみなされ、時効が中断します。「このままでは社に帰られません。何とか1万円でも入金お願いします。」と、泣きつく演技が上手なスタッフを送り込み、時効を中断させておくのは、やり手の経営者です。ただし、書面なしに現金で受け取ると、会社に入金してくれるかどうかの保証はありませんので、証拠が残る方法（領収書のコピーを受け取る、振込にする等）が望ましいものと言えます。

実際の訴訟においては、債務の承認があったかどうか争いになることが多く、常に、企業間取引においては、証拠化を意識しておかなければなりません。

逆に、夫婦間や男女間の雑多なことは証拠を残さないほうが円満な関係を構築できます。

注意を要するケースとして、時効が完成した後、時効になっていることに気づかず、一部でも支払った場合には、後から時効の主張はできません。いい人で終わってしまいます。また、保証人が代わりに払ってくれている場合、時効は中断しませんので、突然、主たる債務者が時効の主張を持ち出してくる可能性があります。悪い人だと恨むのが関の山です。

いずれにしても、時効の管理については様々な法的問題点がありますので、危ないなと思われた場合には、早めに専門家に相談してください。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上相裕章・

福田浩・谷脇裕子

本稿担当：
弁護士 今田健太郎

